

生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標に沿った生徒の育成を図るとともに、本校生徒の集団生活における決まりや、本校生徒としての心構えを定め、教職員の共通理解並びに共通実践ができることを目的とする。

第2章 服装・頭髪・装飾等

(制服等の着用)

第2条 生徒は、登下校時及び校内においては、特別な指示がある場合を除き、本校の制服を着用する。

2 怪我等特別な事情で制服を着用できない場合は、生徒指導・総務部長の許可を得て、本校指定のジャージの着用を認める。

3 休業日の部活動による登下校時には、本校指定以外のジャージの着用を認める。

(ワイシャツ・ネクタイスタイルの制服について)

第3条 ワイシャツ・ネクタイスタイルの制服は次のように定める。

(1) ブレザー内には本校指定長袖ワイシャツを基本とするが、無地の白ワイシャツの着用も認める。但し儀式的行事においては、本校指定長袖ワイシャツを着用すること。

(2) 防寒として着用するカーディガン・セーター類は、本校指定のブレザーの内側に着用すること。

(ブラウス・リボンスタイルの制服について)

第4条 ブラウス・リボンスタイルの制服は次のように定める。

(1) ブレザー内には本校指定のベスト・ブラウスを基本とするが、無地の白ブラウスの着用も認める。但し儀式的行事においては、本校指定長袖を着用すること。

(2) スカートの裾は座っても膝が隠れる程度とするものとする。

(3) スカートの裾を短くする等加工しないこと。また、ウエストを折り込んで着用しないこと。

(4) スカートの他、スラックスの着用を認める。

(5) 防寒として着用するカーディガン・セーター類は、本校指定のブレザーの中及び指定のベストの上に着用すること。

(6) 冬季はハイソックス・ストッキングのいずれかを着用すること。ストッキングの色は黒・肌色とする。肌色のストッキングを着用する場合は、ハイソックスを併用すること。

(夏季制服期間)

第5条 夏季制服期間は原則として、前期中間考査から前期末までとする。ただし、天候状況等を勘案して変更する場合がある。

(ワイシャツ着用の夏季制服について)

第6条 夏季制服は、本校指定のワイシャツ及びポロシャツを基本とするが、無地の白のワイシャツの着用も許可する。

(ブラウス着用の夏季制服について)

第7条 夏季制服は、本校指定のベスト・ブラウス及びポロシャツを基本とするが、無地の白のブラウスも許可する。

(頭髪)

第8条 頭髪は清潔を保つように努め、パーマ等の薬品や付け毛による加工及びそれに類した髪型については禁止する。また頭髪の長さについては前髪が目の輪郭にかからないものとする。ようにし、長い場合は黒色の装飾のないピンで留めること。

(装飾等)

第9条 化粧、ファッションのためのアクセサリ類(指輪、ピアス、ネックレス、ブレスレット等)は禁止する。

第3章 生徒心得

(生徒心得)

第10条 本校生徒が安全・安心な学校生活を送るために、教職員の共通認識のもとに適切な指導を行うために、生徒心得を定める。

第4章 校外活動

(校外活動)

第11条 本校生徒が校外で活動する場合について、次により定める。

(1) 対外行事参加に関する規程

(2) 合宿に関する規程

(3) アルバイトに関する規程

(自動車免許取得承認規程)

第12条 本校生徒が自動車免許を取得する場合の手続き等については、自動車免許取得に関する規程により定める。

第5章 懲戒指導

(懲戒指導等の決定)

第13条 本校生徒の健全な育成を目的とし、生徒事故が発生した場合については、生徒の懲戒に関する規定により定める。

第6章 生徒会

(生徒会会則等)

第14条 本校生徒の自主的・自治的な活動を促すため、生徒会を組織し活動を促す。また、その活動について、次により定める。

(1) 生徒会会則

(2) 対外行事参加費等に関する規程

(3) 生徒会役員選挙に関する規程

(4) 生徒会会計に関する規程

第7章 その他

(申し合わせ)

第15条 この規程の運用に係ることについては、生徒指導・総務部申し合わせ事項により定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

令和 4年4月1日一部改正

令和 5年5月19日一部改正

令和 8年4月1日一部改正